

別 添

国 鉄 技 第 8 5 号
令和4年12月15日

各地方運輸局 鉄道部長 殿
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部長 殿

国土交通省
鉄道局 技術企画課長

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」
の一部改正について

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて（平成
14年3月8日付け国鉄技第164号）」を下記のとおり改正したので、遺漏なきよ
う取り計らわれない。

記

「I 鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係」を別紙のとおり改正する。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」の改正

(鉄道に関する技術上の基準を定める省令 第41条 (電車線路等の施設等) 関係)

新	旧
<p>I 鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係</p> <p>1 ～ 6 省略</p> <p>7 第41条 (電車線路等の施設等) 関係 <u>新幹線鉄道の電車線の支持物は、建設地点で考えられる最大級の強さをもつ地震動に対して、倒壊しない又は損傷により列車の走行空間を支障しない設計とすること。</u></p> <p>8 第55条 (鉄道信号の現示装置等) 関係 解釈基準33中「接近する列車が当該列車の進路を支障する箇所までに停止することができる距離以上の地点から確認することができる位置に設置すること。」とは、本運用通達19(2)により定めたブレーキの取扱いに応じたブレーキ距離に加え、係員が、①特殊信号の停止信号の現示を視認可能となつてから、それを特殊信号の停止信号の現示と認識するまでに要する時間、及び②当該特殊信号の停止信号の現示を認識してからブレーキ操作するまでの時間を考慮した位置に設置することをいう。</p> <p>9 ～ 19 省略 (※「右記」の7 ～ 18の繰下げ)</p>	<p>I 鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係</p> <p>1 ～ 6 省略</p> <p>(新規)</p> <p>7 第55条 (鉄道信号の現示装置等) 関係 解釈基準33中「接近する列車が当該列車の進路を支障する箇所までに停止することができる距離以上の地点から確認することができる位置に設置すること。」とは、本運用通達18(2)により定めたブレーキの取扱いに応じたブレーキ距離に加え、係員が、①特殊信号の停止信号の現示を視認可能となつてから、それを特殊信号の停止信号の現示と認識するまでに要する時間、及び②当該特殊信号の停止信号の現示を認識してからブレーキ操作するまでの時間を考慮した位置に設置することをいう。</p> <p>8 ～ 18 省略</p>